

平成22年10月26日  
仙台海川国道事務所

## 阿武隈川にガードレール約200枚(長さ約4.3m) の不法投棄！！ 本日、撤去します

10月18日(月)15時頃、亘理町の阿武隈川右岸2.8km附近の河川敷に「ガードレールが投棄されている」との通報が当事務所岩沼出張所にあり、現地を確認し亘理警察署に通報するとともに、同日16時10分頃から警察署と現地立会を実施し、昨日まで警察署の指導のもと現場保全を行ってまいりました。しかし、台風14号が本州付近を通過する予報であり、洪水時の流失も想定されることから、本日、午後より撤去することとしました。

このように河川敷を不法に占拠する行為は悪質であり、「河川法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。

今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法投棄等などに対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ① 発見日時 10月18日15時頃(一般の方からの通報)
- ② 発見場所 亘理町 阿武隈川右岸2.8km河川敷河岸附近
- ③ 投棄状況 ガードレール 長さ約4.3m 数量約200枚
- ④ 現地立会 亘理警察署:平成22年10月18日16時10分
- ⑥ その他 (1)状況写真等は別紙のとおり  
(2)撤去したガードレールは、一時、岩沼出張所構内に保管し  
今後、適切な処理を進めます。

※適切な処理とは、

- ①ガードレールの規格等の詳細を確認し当事務所管内での再利用
- ②売却処分

(参考)

国土交通省仙台河川国道事務所が管理する河川は、阿武隈川（宮城県内）、白石川、名取川、広瀬川、笹川の5河川、管理総延長73.5kmとなっております。そのうち、阿武隈川については53.6kmを管理しております。

●罰則については、以下のとおりです

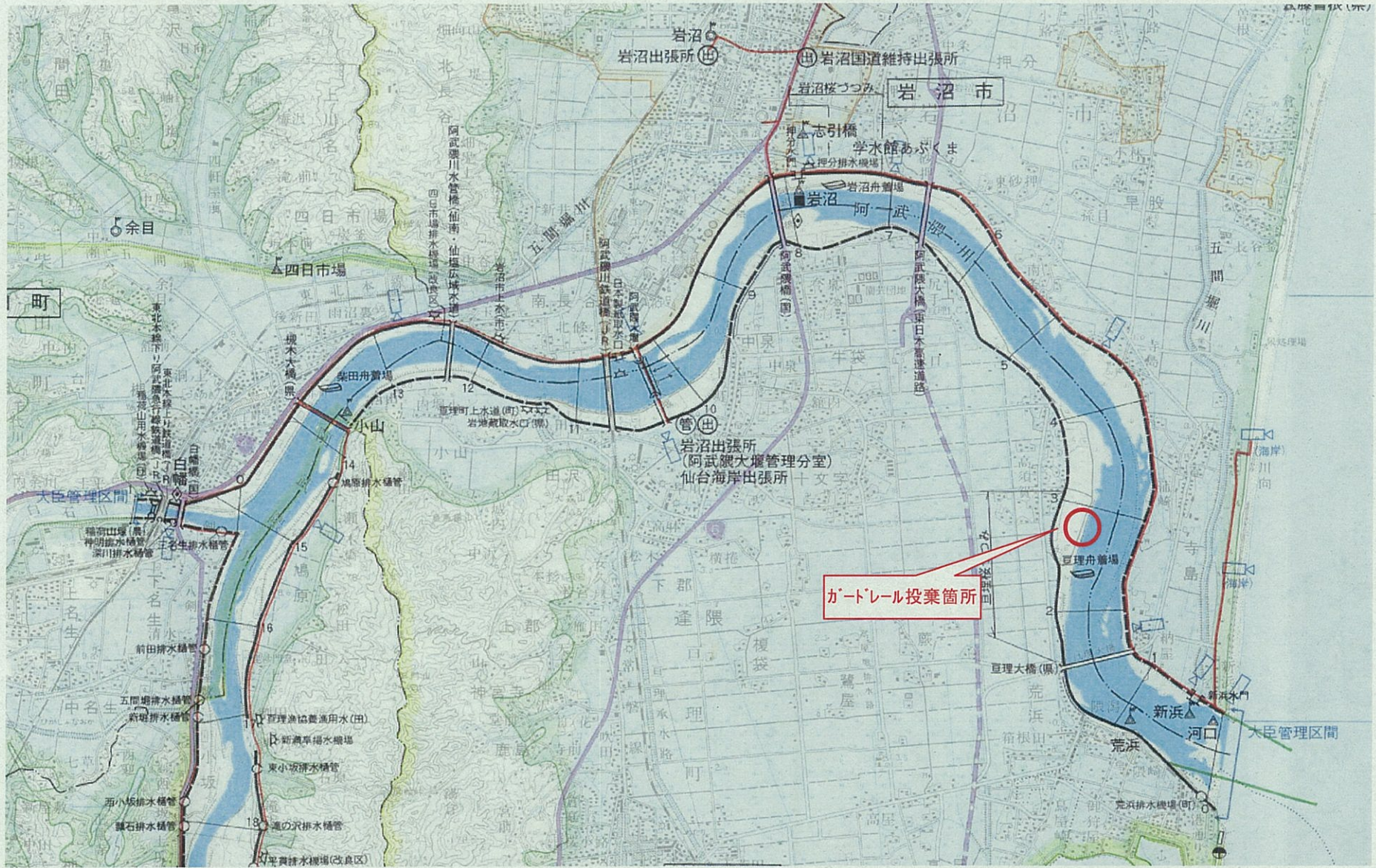
- ・河川法では・・・三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では・・・五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金（法人等の場合は三億円以下の罰金）  
に処せられる場合があります。

<添付資料> 現地調査箇所、現地調査箇所写真

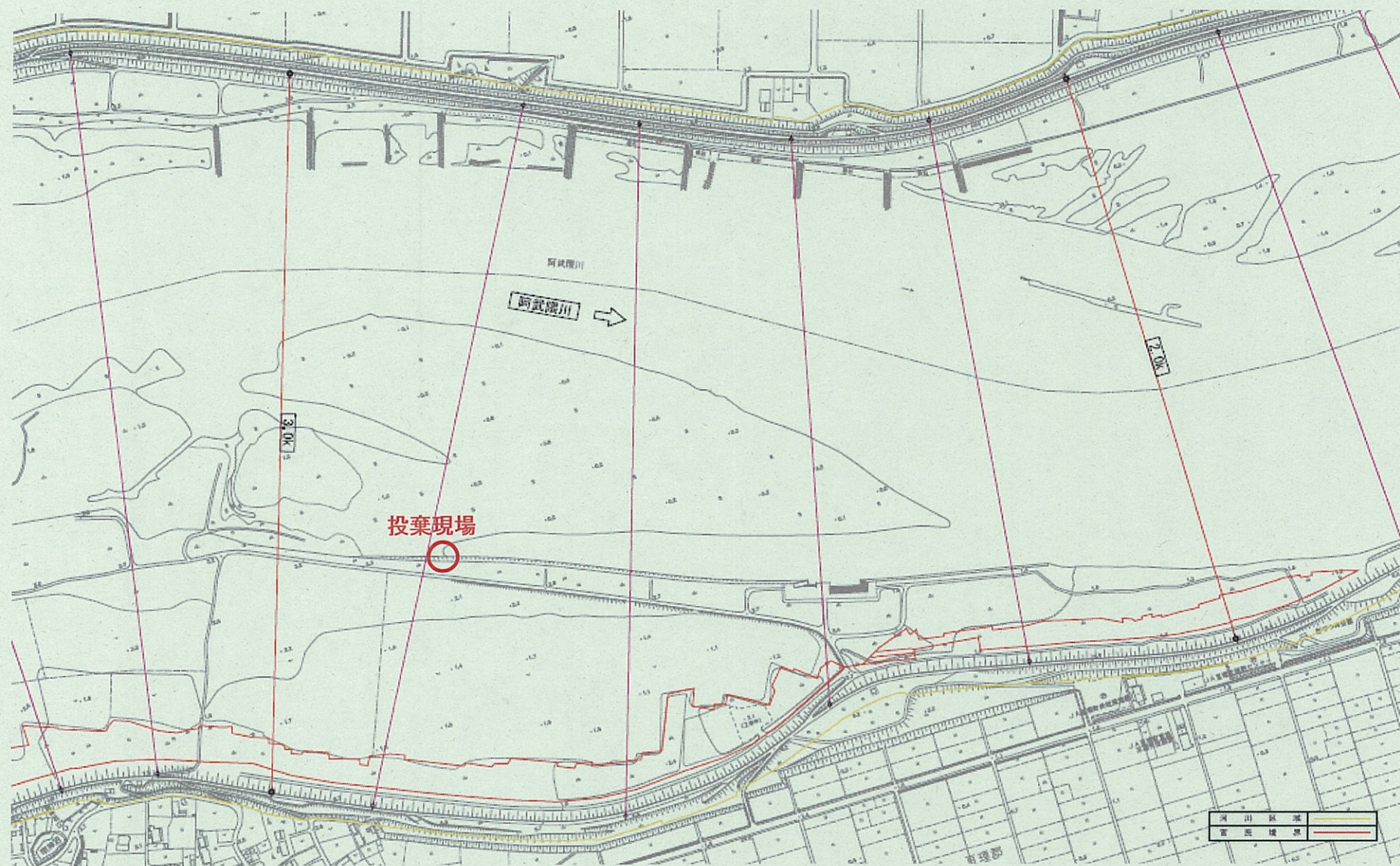
記者発表先：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先	
国土交通省東北地方整備局	
仙台河川国道事務所	022-248-4131
河川管理課長	畑山作栄（内線331）
岩沼出張所	0223-22-2801
岩沼出張所長	及川輝浩

# 写真位置図



投棄現場位置図



阿武隈川右岸2. 8kガードレール投棄状況



撮影日: H22.10.18



撮影日: H22.10.18

阿武隈川右岸2. 8kガードレール投棄状況



撮影日 : H22.10.18



撮影日 : H22.10.18